

地域コミュニティ政策 他自治体の条例文言

条例	住民自治協議体 組織前に明記	住民自治協議体 組織後に明記
努力義務 (地域コミュニティの推進)	<p>【西宮市】西宮市参画と協働の推進に関する条例</p> <p>(コミュニティ活動の推進)</p> <p>第16条 市民等は、快適な暮らしの実現のため、自主的にコミュニティ活動にかかわるとともに、地域が抱える課題を共有し、解決に向けて互いに協力するよう努めるものとする。</p> <p>2 市の機関は、コミュニティ活動を尊重するとともに、地域が抱える課題の解決のために適切な支援に努めるものとする。</p>	
まちづくり協議会 (踏み込んだ内容)		<p>【八尾市】八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例</p> <p>(校区まちづくり協議会)</p> <p>第10条の2 市民は、第5条に規定する議論の場又は前条に規定する対話の場で出された地域における社会的な課題の解決を図り、及び地域のまちづくりを推進する組織として、小学校区ごとに一を限り、校区まちづくり協議会(以下「協議会」という。)を設置することができる。</p> <p>2 市は、協議会の設置に関し必要な事項を別に定めるものとする。</p> <p>3 協議会は、民主的に、かつ、市民に開かれた運営を行うとともに、当該校区の市民の意見を反映した地域のまちづくりを行うものとする。</p> <p>4 市は、協議会が策定したわがまち推進計画に基づき行う地域のまちづくりに対し、必要な支援を行うものとする。ただし、財政支援については、予算の範囲内で行うものとする。</p> <p>5 市は、前項に規定する支援の実施に当たり、その支援の範囲、方法その他の必要な事項を別に定めるものとする。</p> <p>【名張市】名張市自治基本条例</p> <p>(コミュニティ活動)</p> <p>第33条 市民は、地域のなかで安心して暮らし続けることができるよう、自主的に区、自治会等の基礎的なコミュニティの活動に参加し、交流しながら、相互に助け合うとともに、地域課題の解決に向けて協力して行動するものとする。</p> <p>2 市は、区、自治会等の果たす役割を尊重し、その活動を振興するために必要な施策を講じなければならない。</p> <p>(地域づくり)</p> <p>第34条 市民は、個性的で心豊かな地域をつくるため、一定のまとまりのある地域においてコミュニティ活動を行う組織として、別に条例で定めるところにより、地域づくり組織を設置することができる。</p> <p>2 地域づくり組織は、当該地域の市民に開かれたものとし、市及びその他の組織と連携しながら地域づくりを行うものとする。</p> <p>3 市は、地域づくりの活動に対して必要な支援を行うことができる。</p> <p>4 市は、各種計画の策定や政策形成に当たっては、地域づくり組織の自主性及び自立性に配慮するとともに、その意思を可能な限り反映しなければならない。</p> <p>5 市は、地域づくり組織の意向により、事務事業の一部を当該組織に委ねることができる。この場合において、市は、その実施に係る経費等について必要な措置を講じなければならない。</p> <p>名張市地域づくり組織条例</p> <p>(基礎的なコミュニティ)</p> <p>第4条 基礎的なコミュニティの区域は、町(地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条に規定する町をいう。)の区域又は住民にとって客観的に明らかなものとして定められている区域とする。</p> <p>2 住民は、自主的に基礎的なコミュニティの活動に参加し、交流しながら相互に助け合うよう努めるものとする。</p> <p>3 基礎的なコミュニティは、その代表者を選出したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出るものとする。</p> <p>(地域づくり組織)</p> <p>第5条 地域づくり組織の区域は、別に規則で定める。</p> <p>【草津市】(仮称)草津市のまちづくり条例</p> <p>第2章 各主体の役割</p> <p>Ⅱ. まちづくり協議会の役割</p> <p>① まちづくり協議会は、地域の代表として地域の意見、要望を把握し、地域課題の解決に向けて、計画的に取り組むものとします。</p> <p>② まちづくり協議会は、市、市民公益活動団体等と連携、協力し、協働のまちづくりを推進するよう努めるものとします。</p> <p>Ⅲ. 基礎的なコミュニティの役割</p> <p>① 基礎的なコミュニティは、地域の絆を深め、身近な地域課題の解決に努めるものとします。</p> <p>② 基礎的なコミュニティは、自ら行う活動に関し、地域住民の参加の機会を確保するとともに、地域住民の理解を得るように努めるものとします。</p> <p>第3章 まちづくり協議会</p> <p>Ⅰ. 認定要件</p> <p>① 市は、地域住民が地域におけるまちづくりを自主的に行うために結成した団体であって、次の各号のいずれにも該当するものをまちづくり協議会として認定するものとします。</p> <p>② 認定は、概ね小学校区域を範囲として、各区域につき一団体に限り行うものとします。</p>